

データ共有契約 – 背景

生物多様性データの開放および普遍的利用という目的ならびに原則は、「GBIF 覚書」第 8 段落 (/resource/ 2605) に規定されています（関連する抜粋部分は添付の付属文書を参照）。

「MoU（覚書）」に署名済みの「参加者」は自らのノードを通じた生物多様性データの開示を認め、研究開発の国際的促進およびデータの公的利用の支援に同意することを明示します。

「データ発行者」は、テーマ、地域社会、国内、グローバルなど多様なレベルにおいて、データ共有のための活動に頻繁に参加します。

「GBIF」データ共有は正当な帰属という枠組みの中で行われるものとしてします。

規定

「GBIF」にサービスを登録する時、「データ発行者」は以下に同意します。

- 「GBIF」ネットワーク経由で利用可能な生物多様性データは、「GBIF データ使用契約」(disclaimer/ datause) の枠組み内の全ユーザーに対し、かつ、「データ発行者」がメタデータ内にて識別している規約条件に準じて、開放され普遍的に利用されること
- 「GBIF」はネットワーク経由で利用可能なデータに対する知的所有権を主張しないこと
- 「データ発行者」は、「GBIF」ネットワーク経由で利用可能なデータの本来の所有者との間に必要な契約を結んでいることを保証すること
- 「データ発行者」は取り扱うデータの正確性を保証するために合理的な努力を行うこと
- 機密データへのアクセス制限に係る責任は「データ発行者」に帰属すること
- 「データ発行者」は、データの所有者を明確にするなど必要な目的のために、データに不変で一意的識別子を付すること
- 「GBIF 事務局」は「データ発行者」が規定した使用規約条件に準じて、データの複製のキャッシュ格納および他のユーザーへのデータの全部または一部を供給できること。「GBIF 事務局」を通じてのこうしたデータ照会は「データ発行者」に報告されること
- 「GBIF 事務局」がメタデータの利用を可能にするのに先立ち、「データ発行者」は、必要に応じて「GBIF 参加者」の承認を得ること
- 「GBIF 事務局」、その従業員または受託業者は、データの内容またはその使用について責任を負わない。また、「GBIF」ネットワークが使用できないことに起因する喪失、損害、請求、費用、経費が生じたとしても、責任を負わない。

サービス・レベル

GBIF 事務局

- 「GBIF 事務局」が提供するサービスは「GBIF 作業プログラム」に準じて管理されます。
- 「GBIF 事務局」のサービス提供にはソフトウェアのコンポーネントとアップデート、インターフェース、インデックス作成と登録サービス、ヘルプデスク、ならびに「参加者」によるインターネット・ポータル保守管理を支援するトレーニングが含まれます。

GBIF 参加者

- 「GBIF 参加者」はその最新の連絡先やサービス情報を「GBIF 事務局」に連絡します。
- 「GBIF 参加者」は、必要に応じ、自身のドメインにおける新規および既存の「データ発行者」が「GBIF」ネットワーク内に統合され、データ所有者が認証されるようなサービスを保持します。

定義

- GBIF 参加者：「GBIF」が策定した「覚書 (MoU)」の署名者。
- GBIF 事務局：「GBIF 参加者」が、契約締結、「作業プログラム」の実施、および「GBIF」ネットワークの中央サービスの保守管理にあたって権限を付与する法人。
- GBIF ネットワーク：「GBIF 事務局」、「参加者」のノード、「データ発行者」という中央サービスから成るインフラ。「GBIF」ネットワーク経由でデータ利用を可能にすることとは、「GBIF」中央サービス経由での関連サービスの登録および宣伝広告を指します。
- ノード：「GBIF 参加者」が指定する「データ発行者」で、安定したコンピュータ・ゲートウェイを保守管理し、「GBIF」経由でのデータ利用を可能にします。
- 参加者のノード：「GBIF 参加者」が指定する組織上のユニットで、自身のドメインでの活動を調整し、データ提供も行います。
- 生物多様性データ：標本、所見、名称や氏名、分類学上のコンセプトおよび部位に関する主要データ等、生物多様性に関するデータ。
- メタデータ：生物多様性データの属性と組み合わせを説明するデータ。
- データ：生物多様性データとメタデータ。
- データ共有：データのインターネット上での開示と普遍的利用にあたってのプロセスと取り決め。
- データ発行者：データの技術的開放（一般利用化）を行う管理者。データ所有者に該当する場合もあれば、そうでない場合もあります。そうでない場合には、データの一般利用化にあたっての許可を得ていることを「GBIF」に誓約しています。
- ユーザー：「GBIF」ネットワーク経由でデータにアクセスするためにインターネットを使用する人。

- データの所有者：デジタル記録作成行為に起因する権利を保持する法人。記録は別に起因する製品、非デジタル製品である可能性があり、権利に影響を及ぼす恐れがあります。
- 機密データ：「データ発行者」が一般利用を望まないデータで、例えば、絶滅危惧種の正確な生育地が挙げられます。

添付書類

GBIF 覚書 – 第 8 段落

知的所有権

1. 準拠法

本「MOU」のいかなる規定も、「参加者」の関連法、規制および国際合意に基づいて判定される「知的所有権」や利益共有契約の範囲と適用を改ざんする目的では解釈されません。

2. データへのアクセス

「GBIF」は最大限にオープンアクセスのファシリティです。「GBIF 参加者」であるかどうかによらず、全てのユーザーは「GBIF」と提携する、または「GBIF」が開発するデータベースのデータに平等にアクセスできます。

3. 生物多様性データに係る知的所有権

「GBIF」は生物多様性データの自由に普及するよう推進し、特に以下のことを行います。

- a. 他の組織が開発した後に「GBIF」と提携したデータベースのデータに対する所有権を主張しないこと
- b. 「GBIF」が直接委託、作成または開発するデータに関して、再使用に係る制約を可能な限り少なくし自由かつ開放的に利用可能とすべく、最大限に取り組むこと
- c. 「GBIF」とデータベースを提携する「データ発行者」規定の条件を順守すること

他のデータベースとの提携やリンクを構築するにあたって、「GBIF」は、利用可能となるデータの出典の帰属が正当であることを保証すると共に、当該データのさらなる非商業的利用と普及が制限されないよう努めるものとします。

4. 帰属

「GBIF」は、データの出典が承認されていることを保証すべく努め、その後のデータ使用に際して係る帰属を保持するよう要求するものとします。

5. 特定データへのアクセス

本「MOU」のいかなる規定も、「GBIF」と提携するデータ所有者がデータへのアクセスをブロックする権利を制限するものとは解釈されません。

6. データの有効性

「GBIF」へアクセスし使用する条件として、ユーザーは、「GBIF」と提携するデータベースのデータの妥当性が保証不可能であることを認識するものとします。「GBIF」は、データの正確性と信頼性、ならびに特定の用途に対する適切性について責任を負いません。

7. データ収集の正当性

新規データ収集に際して生物多様性リソースへのアクセスが必要となる場合、「GBIF」は、係るアクセスが適用の法規制および事前のインフォームドコンセントの関連要件に適合しているかどうか、「データ発行者」の合理的な保証を求めるものとします。

8. 生物多様性ツールの知的所有権

「GBIF」は、「GBIF 作業プログラム」実施中に自らが開発する検索エンジンやその他のソフトウェア製品等のツールに関し、当該国の裁判権において行使可能な適切な「知的所有権」を主張することができます。

9. 技術移転

「参加者」は関連する「知的所有権」を前提とし「GBIF」が相互に合意した規約にて、特

に発展途上国の研究機関に対し、とりわけトレーニングや能力開発プログラムと組み合わせ
て利用できる情報科学技術を非独占的に移転するよう取り組みます。